

能美市医療介護連携情報共有プラットフォーム構築 基本計画策定業務 事業者選定審査要領

1 目的

この要領は、今後の人口減少や高齢化を見据え、医療介護多職種連携システムの実現に向けた情報共有プラットフォームを構築するための基本計画を策定するため、公募型プロポーザル方式による事業者選定を実施するために必要な審査方法を定めるものとする。

2 審査

審査は、事業概要、実績、戦略、訴求効果、意欲等に関する企画提案及びヒアリングの内容を別紙採点表の項目ごとに審査委員が評価を行うものとする。

3 プレゼンテーションの実施方法

プレゼンテーションの実施方法は次のとおりとする。

- ①プレゼンテーションの実施の順序は、プロポーザル参加申込書の提出順とする。
- ②プレゼンテーションの所要時間は、企画提案事業者ごとに20分程度とする。
(プレゼンテーション20分、質疑10分)

4 審査方法

提案については、提案価格(配点20点)と企画提案内容(配点100点)により審査する。提案価格は、別に定める「提案価格に対する基準」により、傾斜配点する。提案価格が委託金額の上限以下であるか確認したうえで、合格した企画提案書等書類を「表1 審査項目と配点」に示す審査項目、評価基準及び配点に従い点数化する。なお、点数化に際しては、「表2 評価基準に対する点数化方法」に示す基準によるものとする。

5 契約候補者の選定

審査の結果、企画提案内容の評価点が、60点を超え、かつ評価点数が最高点を得た者を契約候補者とする。なお、最高得点者が複数あるときは、審査委員の協議により選定するものとする。ただし、契約候補者が契約を締結しない場合は、次点提案事業者と契約の交渉及

び契約の手続きを行うものとする。

また、企画提案が1者であった場合でも審査を行い、その場合、「提案価格に対する基準」を満たすことを確認したうえで、企画提案内容の評価点数が60点を超えた場合に契約候補者とする。

【提案価格に関する基準】

1. 提案価格は、委託金額の上限額を下回ることを前提に、下記の表のとおり計算し、対応する点数を配分する。

1－提案価格／委託金額の上限額	点数
～0.05 未満	10
0.05～0.1 未満	12
0.1～0.2 未満	14
0.2～0.3 未満	16
0.3～0.4 未満	18
0.4～0.5 未満	20

2. 提案価格が、委託金額の上限額に対する割合が50%を下回る場合は、品質を確保できるとみなさず、選定審査から除外する。

表1 審査項目及び配点

審査項目		評価基準	配点
企 画 提 案 に 対 す る 評 価	業務実績・実施体制	過去5年以内に同種又は類似業務の実績はあるか	5
		業務の実施体制は適正か。要員の知識・能力に応じた配置がなされているか	15
	一般的事項	医療介護情報の連携システムの必要性を理解し、情報共有プラットフォームに求められる機能や全般的な効果を理解しているか	10
		プロジェクト管理について、スケジュール・品質管理・会議体等説明、ヒアリングその他の役割分担等が妥当か	20
	基本計画策定業務 (要件定義書・計画書・入札基礎資料)	要件定義(機能要件・非機能要件)について具体的な整理や説明がされているか。	30
		その他システム構築計画書・入札基礎資料等、成果物作成全般の説明について妥当か	20
提案価格に対する評価	「提案価格に関する基準」により傾斜配点。	20	
合 計			120

表2 評価基準に対する点数方法

評価	評価基準	点数化の方法
A	提案が具体的で特に優れている	1.00×配点
B	提案が具体的で優れている	0.75×配点
C	提案が具体的ではあるが標準的である	0.50×配点
D	提案が具体的ではあるが標準を下回る	0.25×配点
E	提案が具体的ではない	0.00×配点